

川崎市生産緑地地区事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この事務取扱要綱は、生産緑地法(昭和49年法律第68号。以下「法」という。)並びに生産緑地法施行令(昭和49年政令第285号。以下「施行令」という。)及び生産緑地法施行規則(昭和49年建設省令第11号。以下「施行規則」という。)に規定する生産緑地地区内における行為の許可申請、買取り申出等の事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(生産緑地地区内における行為の許可申請等)

第2条 生産緑地地区内における行為の許可申請等については、次のとおりとする。

- 一 法第8条第1項の規定による許可を受けようとする者は、生産緑地地区内行為許可申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。
- 二 法第8条第1項に規定による許可申請のうち、法第8条第2項第2号に掲げる施設の設置に係るものについては、2号施設設置計画書(第1号様式(2))を、添付しなければならない。
- 三 法第8条第4項の規定による通知は、生産緑地地区内行為通知書(第2号様式)を市長に提出して行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、公共施設等の設置又は管理に係る行為の事前協議書(第2号様式(2))を市長に提出し事前協議を行うこととし、市長は協議の結果を事前協議回答書(第2号様式(3))により回答するものとする。
- 四 法第8条第5項の規定による届出をする者は、生産緑地地区内行為着手届出書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。
- 五 法第8条第6項の規定による届出をする者は、生産緑地地区内非常応

急措置届出書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

六 法第8条第8項の規定による協議は、生産緑地地区内行為協議書(第5号様式)を市長に提出して行うものとする。

七 第8条第9項に規定する行為を行おうとする者は、生産緑地地区内行為計画書(第1号様式(3))を市長に提出することとする。

八 第一号から第七号(第二号を除く)の申請等には、第6号様式(1)から(3)の建築物計画書等のうち該当するもの及び別表1に掲げる図書を添付しなければならない。

2 市長は、法第8条第2項に基づく許可をしようとするときは、生産緑地地区内行為許可通知書(第7号様式)により行うものとする。なお、生産緑地地区の保全のために必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる。

3 第1項第一号から第七号(第二号及び第四号を除く)の申請等に係る工事に着手するときは、行為着手届出書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

4 第1項第一号から第七号(第二号を除く)の申請等に係る工事を完了したときは、行為完了届出書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(許可申請書等の受付)

第3条 前条第1項第四号を除く同項各号に規定するもの並びに同条第3項から第4項に規定する許可申請書等の受付窓口は、経済労働局都市農業振興センター農地課(以下「農地課」という。)とする。

2 前条第1項第四号に規定する生産緑地地区内行為着手届出書の受付窓口は、まちづくり局計画部都市計画課(以下「都市計画課」という。)とする。

(許可の通知)

第4条 第2条第2項の許可がされたときは、申請者に速やかに通知するとと

もに、その写しを別表 2 に掲げる関係課に送付するものとする。

(許可に係る実績報告)

第 4 条の 2 法第 8 条第 2 項第 2 号に掲げる施設の設置について許可を得た者は、当該許可に係る施設の利用実績について、市長の求めに応じて、2 号施設実績報告書(第 1 号様式(4))により、市長の求める必要な書類を添えて報告しなければならない。

(主たる従事者の認定)

第 5 条 法第 10 条第 2 項の規定に基づく主たる従事者の証明を願出する者は、農業委員会会長に生産緑地の農業の主たる従事者証明願(第 10 号様式)を提出するものとする。

2 前項の願出をする者は、買取り申出の理由が「農林漁業に従事することを不可能にさせる故障」である場合は、あらかじめ市長から故障の認定を受け、その認定通知書を添付しなければならない。

3 第 1 項の願出を受けた農業委員会は、農地課に願出を受けた旨を通知するものとする。なお、通知を受けた農地課は、その後の事務手続きを円滑に進めるため、買取りに関する事前調査を実施するものとする。

(生産緑地の買取り申出の受付)

第 6 条 法第 10 条の規定に基づき買取りの申出をする者は、農地課に施行規則第 6 条に規定する生産緑地買取申出書(第 11 号様式(1))に別表 3 に掲げる書類等を添付のうえ、提出するものとする。

2 前項の買取り申出をするにあたっては、当該生産緑地が他人の権利の目的となっているときは、法第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として当該権利を消滅させる旨の当該権利を有する者の書面(第 11 号様式(2))を添付しなければならない。

(買取り申出等の事実の通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定による買取り申出のあった生産緑地のうち、贈与税及び相続税納税猶予の適用を受けているものがあるときは、所轄の税務署長あてその旨を買取り申出等の事実の通知書(第12号様式)により通知するものとする。

(買取り申出のあった生産緑地の付議依頼等)

第8条 買取申出書を受理した農地課は、川崎市公有地総合調整会議事務取扱要領(以下「事務取扱要領」という。)第4条に基づく付議事案調書を作成し、土地取得等審査部会座長に買取り申出のあった生産緑地について付議依頼するものとする。

(買い取る旨の通知)

第9条 前条の審議の結果を受け、申出のあった生産緑地を買い取る場合は、買取りを希望する事業局長が事務取扱要領第12条第4項に規定する手続が終了したのち、申出者に買い取る旨を第13号様式により通知するものとする。

(地方公共団体等への照会等)

第10条 川崎市公有地総合調整会議運営要綱(以下「運営要綱」という。)

第7条第2項に規定する土地取得等審査部会委員の属する関係課は、申出のあった生産緑地を必要に応じて法第2条第4号に規定する地方公共団体等(以下「地方公共団体等」という。)に第14号様式により照会するものとする。なお、その際に回答文書は、第15号様式による。

2 前項の関係課は、地方公共団体等から回答文書を受理したときは、速やかに農地課に送付するものとする。

(地方公共団体等の通知報告等)

第11条 前条第1項により照会のあった生産緑地を買い取る場合に、買い取る旨の通知及び買取りに関する手続きは、地方公共団体等が行うものとする。

る。また、所有権の移転が成立した場合や買取りの申出から3ヶ月の期間が経過した場合の状況についての市長への報告も、同様とする。

(収用委員会への裁決の申請等)

第12条 生産緑地を買い取る旨の通知がされたのちに、法第12条第3項に規定する協議が整わないときは、地方公共団体等又は買取りの申出をする者は、施行規則第4条に規定する裁決申請書(第16号様式)により収用委員会に裁決の申請をすることができる。なお、その場合に、裁決によって決定されるまでの間に、他用途への利用が生じないように相手方と十分調整を図るものとする。

(買い取らない旨の通知)

第13条 市長又は地方公共団体等が申出のあった生産緑地を買い取らない場合は、その旨を第17号様式により速やかに買取り申出者に通知するものとする。

(他の農林漁業従事希望者へのあっせん)

第14条 前条により買い取らない旨の通知がされた場合に、農地課は、農業委員会に協力について依頼し、他の農林漁業従事希望者へのあっせんに努めるものとする。

(行為の制限解除の通知)

第15条 法第14条の規定により行為の制限が解除された場合は、市長は、第18号様式により買取り申出者に、第18号様式(2)により川崎市農業委員会会長にこの旨を速やかに通知するものとする。また、農地課は、第19号様式により買取り申出者に通知した通知書の写しを添付のうえ、別表2に掲げる関係課に通知するものとする。

(生産緑地の買取り希望申出の受付)

第16条 法第15条第1項の規定に基づき買取り希望の申出をする者は、農

地課に施行規則第9条に規定する生産緑地買取希望申出書(第20号様式)に別表4に掲げる書類等を添付のうえ、提出するものとする。

(買取希望申出の事実の通知)

第17条 市長は、前条の規定による買取希望申出のあった生産緑地地区のうち、贈与税及び相続税納税猶予の適用を受けているものがある場合には、所轄の税務署長あてその旨を買取申出等の事実の通知(第12号様式)により通知するものとする。

(買取希望申出のあった生産緑地の付議依頼等)

第18条 買取希望申出のあった生産緑地の付議依頼等については、第8条の規定を準用する。

(買い取る旨の通知)

第19条 前条の審議の結果を受け、申出のあった生産緑地を買い取る場合は、買取りを希望する事業局長が事務取扱要領第12条第4項に規定する手続が終了したのち、申出者に第21号様式により買い取る旨を通知するものとする。

(地方公共団体等への照会等)

第20条 運営要綱第7条第2項に規定する土地取得等審査部会委員の属する関係課は、申出のあった生産緑地を必要に応じて地方公共団体等に第22号様式により照会するものとする。なお、その際に回答文書は、第23号様式によるものとする。

2 前項の関係課は、地方公共団体等から前項の回答文書を受理したときは、速やかに農地課に送付するものとする。

(地方公共団体等の通知報告等)

第21条 前条第1項により照会のあった生産緑地を買い取る場合に、買い取る旨の通知及び買取りに関する手続きは、地方公共団体等が行うものとする。

る。また、所有権の移転が成立した場合や買取りの申出から3ヵ月の期間が経過した場合の状況についての市長への報告も、同様とする。

(買い取らない旨の通知)

第22条 市長又は地方公共団体等が申出のあった生産緑地を買い取らないときは、その旨を第24号様式により速やかに買取り希望申出者に通知するものとする。

(他の農林漁業従事希望者へのあっせん)

第23条 前条により買い取らない旨の通知がされた場合に、農地課は、農業委員会の協力について依頼し、他の農林漁業従事希望者へのあっせんに努めるものとする。

(あっせん不調の通知)

第24条 前条に基づきあっせんが不調に終わった場合は、農地課は、この旨を第25号様式により速やかに買取り希望申出者に通知するものとする。

(生産緑地地区の原状回復命令等)

第25条 市長は、法第8条第1項の規定に違反した者、又は同条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合は、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物等の権利を継承した者に対して、第26号様式により原状回復を命令するものとする。ただし、同条第2項の規定に基づき当該原状回復を命ずべき者に対して、事前に聴聞を行うものとする。

2 原状回復の命令を受けた者は、速やかにその命令に従うものとし、期限までに回復が完了するように努めること。また、原状回復したときは、第27号様式により市長に届け出るものとする。

(生産緑地地区への立入検査等)

第26条 法第9条第3項及び法第17条第3項の規定による身分を示す証明

書は、第 28 号様式とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 5 年 6 月 14 日から施行する。
- 2 この要綱の施行以前になされた許可の申請等は、本要綱の相当規定によってされたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 11 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の改正以前になされた許可の申請等は、本要綱の相当規定によってされたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の改正以前になされた許可の申請等は、本要綱の相当規定によってされたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の改正以前になされた許可の申請等は、本要綱の相当規定によってされたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 6 月 15 日から施行する。
- 2 この要綱の改正以前になされた許可の申請等は、本要綱の相当規定によってされたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正以前になされた許可の申請等は、本要綱の相当規定によってされたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正以前になされた許可の申請等は、本要綱の相当規定によってされたものとみなす。

別表1 (第2条関係図書)

行為の種類	図面の種類	標準縮尺	図面に明示すべき事項	備考
(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築	位置図	1/2,500以上	① 敷地境界線 ② 行為を行う生産緑地地区の区域及び箇所番号 ③ 方位 ④ 道路、河川などの公共施設、その他目標となるもの	・敷地境界線を赤色で表示する。 ・行為を行う生産緑地地区の区域の区域界線を黒色で表示する。
	配置図	1/250以上	① 方位、縮尺 ② 敷地境界線及び敷地面積の三斜求積 ③ 行為に係る建築物その他の工作物及び既存の建築物その他の工作物の位置 ④ 敷地に接する道路の位置及び幅員 ⑤ 凡例及び面積内訳一覧表	・敷地境界線を赤色で表示する。 ・生産緑地地区の区域を黒色で表示する。 ・行為に係る建築物その他工作物の位置を黒色で表示し桃色で着色する。
	平面図	1/250以上	① 方位、縮尺 ② 階別用途 ③ 主要部分の材料の種別 ④ 断面図に示す断面の位置	
	立面図	1/250以上	① 縮尺 ② 主要部分の材料の種別	・2面以上とする。
	断面図	1/250以上	① 縮尺 ② 主要部分の材料の種別	・2面以上とする。
	求積図又は実測図 (公共施設等の設置により生産緑地地区の区域、面積が変わる場合又は、農業を営むために必要となる施設の設置のために実測する場合等)	1/500以上	① 方位、縮尺 ② 行為を行う生産緑地地区の区域の確定面積 ③ 作成者記名 ④ 筆界点、座標値 等	・行為を行う生産緑地地区の区域の区域界線を黒色で表示する。 ・生産緑地地区から除外する区域の境界線を赤色で表示する。 ・不動産登記事務取扱手続準則第50条に従い作成
	不動産登記法14条1項地図・地図に準ずる図面(公図)の写し(生産緑地地区指定時の公図の写しの内容が変わる場合)		① 方位 ② 敷地境界線 ③ 行為を行う生産緑地地区の区域及び箇所番号 ④ 行為に係る建築物その他工作物の位置 ⑤ 閲覧場所名 ⑥ 作成年月日 ⑦ 作成者記名	・敷地境界線を赤色で表示する。 ・行為を行う生産緑地地区の区域の区域界線を黒色で表示する。 ・行為に係る建築物その他工作物を黒色で表示し桃色で着色する。
	その他市長が必要と認める図書			・2号施設設置計画書の記載事項に関すること等

行為の種類	図面の種類	標準縮尺	図面に明示すべき事項	備考
(2) 宅地の造成、土石の採取その他土地の形質の変更	位置図	1/2,500 以上	① 行為を行う全体の区域 ② 行為を行う生産緑地地区の区域及び箇所番号 ③ 方位 ④ 道路、河川などの公共施設、その他目標となるもの	<ul style="list-style-type: none"> 行為を行う全体の区域の区域界線を赤色で表示する。 行為を行う生産緑地地区の区域の区域界線を黒色で表示する。
	平面図	1/250 以上	① 方位、縮尺 ② 敷地の境界線 ③ 道路、水路などの構造物の位置及び形状 ④ 断面図に示す断面の位置	<ul style="list-style-type: none"> 土地の区画形質の変更とともに構造物を設置するときは、生産緑地地区から除外する区域を赤色で表示し、桃色で着色する。
(3) その他	断面図	1/250 以上	① 縮尺 ② 道路、水路などの構造物の位置及び形状 ③ 行為前後の地盤面	<ul style="list-style-type: none"> 切土を黄色、盛土を赤色で着色する。
	求積図又は実測図 (ア公共施設等の設置により生産緑地地区の区域、面積が変わる場合又は、イ農業を営むために必要となる施設の設置のために実測する場合等)	1/500 以上	① 方位、縮尺 ② 行為を行う生産緑地地区の区域の確定面積 ③ 作成者記名 ④ アについては筆界点、座標値等	<ul style="list-style-type: none"> 行為を行う生産緑地地区の区域の区域界線を黒色で表示する。 生産緑地地区から除外する区域の境界線を赤色で表示する。 不動産登記事務取扱手続準則第50条に従い作成
	不動産登記法14条1項地図 ・地図に準ずる図面(公図)の写し(生産緑地地区指定時の公図の写しの内容が変わる場合)		① 方位 ② 行為を行う全体の区域 ③ 行為を行う生産緑地地区の区域及び箇所番号 ④ 行為に係る構造物の位置 ⑤ 閲覧場所名 ⑥ 作成年月日 ⑦ 作成者記名	<ul style="list-style-type: none"> 行為を行う全体の区域の区域界線を赤色で表示する。 行為を行う生産緑地地区の区域の区域界線を黒色で表示する。

別表2（第2条、第15条関係）

財 政 局	当該生産緑地が存する各区を所管する 市税事務所資産税課
まちづくり局	計画部都市計画課 指導部建築審査課 指導部建築管理課 指導部宅地審査課
建設緑政局	道路管理部用地調整課（第15条関連のみ） 道路河川整備部公共用地課（第15条関連のみ） 道路河川整備部河川課（第15条関連のみ）

別表3 (第6条関係書類、図書)

番号	書類名称	様式	添付書類名称	備考
1	生産緑地の農業の主たる従事者証明書	第10号様式	当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者(当該生産緑地に係る農林漁業の業務に当該業務につき施行規則第3条の規定により算定した割合以上従事している者を含む)が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不可能とする故障を有するに至った場合に必要添付書類は、次のとおりとする。 ・死亡の場合……………戸籍(除籍)謄本 ・農林漁業に従事することを不可能とする故障を有するに至った場合……………農林漁業に従事することを不可能とさせる故障の認定通知書(市長が発行したもの)	・法10条第1項による申出基準日以降で特定生産緑地の指定を受けていないものは不要。 ・法10条の3第2項による指定期限日以降で特定生産緑地の指定期限の延長をしていないものは不要
2	法第12条第1項又は第2項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件とし当該権利を消滅させる旨の書面	第11号様式(2)		
3	土地登記事項証明書(全部)			原本提出 3ヶ月以内のもの
4	遺産分割協議書(相続登記が未完了のとき)			写し可(原本との照合が必要)
5	相続人関係図(同上)			
6	被相続人の戸籍謄本(同上)		被相続人に出生から死亡までを確認できる戸籍(改製原戸籍)	写し可(原本との照合が必要)
7	相続人全員の戸籍謄本(同上)			写し可(原本との照合が必要)
8	相続人全員の印鑑登録証明書(同上)			写し可(原本との照合が必要)
9	法定相続情報証明(4~8に代えることができる)			法務局が証明したもの

番号	図面の種類	標準縮尺	図面に明示すべき事項	備考
1	案内図	1/2,500以上	① 方位 ② 買取り申出をする生産緑地地区の区域 ③ 道路、河川などの公共施設、その他目標となるもの	区域界線を赤色で表示する。
2	不動産登記法14条1項地図・地図に準ずる図面(公図)の写し		① 方位 ② 買取り申出をする生産緑地地区の区域 ③ 閲覧場所名 ④ 作成年月日 ⑤ 作成者記名	区域界線を赤色で表示する。
3	求積図又は実測図(指定した生産緑地地区の区域の一部を買取り申出する場合)	1/500以上	① 方位、縮尺 ② 買取り申出をする生産緑地地区の区域の確定面積 ③ 作成者記名 ④ 筆界点、座標値等	・区域界線を赤色で表示する。 ・不動産登記事務取扱手続準則第50条に従い作成

別表4（第16条関係書類、図書）

番号	書類名称	様式	添付書類名称	備考
1	疾病等の内容が明らかとなる書面			
2	土地登記事項証明書（全部）			

番号	図面の種類	標準縮尺	図面に明示すべき事項	備考
1	案内図	1/2,500以上	① 方位 ② 買取り希望申出をする生産緑地地区の区域 ③ 道路、河川などの公共施設、その他目標となるもの	区域界線を赤色で表示する。
2	不動産登記法14条1項地図・地図に準ずる図面（公図）の写し		① 方位 ② 買取り希望申出をする生産緑地地区の区域 ③ 閲覧場所名 ④ 作成年月日 ⑤ 作成者記名	区域界線を赤色で表示する。
3	求積図又は実測図 (指定した生産緑地地区の区域の一部を買取り申出する場合)	1/500以上	① 方位、縮尺 ② 買取り希望申出をする生産緑地地区の区域の確定面積 ③ 作成者記名 ④ 筆界点、座標値 等	・ 区域界線を赤色で表示する。 ・ 不動産登記事務取扱手続準則第50条に従い作成

第1号様式

生産緑地地区内行為(変更) 許可申請書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

申請者	住所	
	氏名	

生産緑地法第8条第1項の規定に基づき、生産緑地地区内の行為の許可(変更許可)を受けたいので、次により関係図書を添付のうえ申請いたします。

1 行為の種類	(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2) 宅地の造成、土石の採取その他土地の形質の変更 (3) その他 ()			
2 行為の目的・内容及び理由	(目的) (内容) (理由)			
3 行為地の所在及び地番面積	所在及び地番	(生産緑地番号)	面積	m ²
4 行為地の現況				
5 行為の期間	着手予定年月日	年 月 日	完了予定年月日	年 月 日
6 設計者の氏名及び住所	電話 ()			
7 工事施行者の氏名及び住所	電話 ()			
※ 処理欄				

注1) 1欄の行為の種類については、該当事項に○印を付けて下さい。

2) ※印の欄については、記入しないでください。

3) 申請者、設計者、工事施行者については、法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。

4) 別表1に掲げる図書を添付してください。

第1号様式(2)

2号施設設置計画書

生産緑地法第8条2項第2号の規定に掲げる、次の施設の設置を計画します。

内 容						
設置者 ^{※1}						
管理者 ^{※1}						
資金計画		事業費				
		資金調達				
事業撤退後の施設の取扱						
面 積 ^{※2}		2号施設敷地面積				m ²
		生産緑地面積				m ²
地域内農産物 ^{※3} の年間使用計画 (直売所：販売品目)		使用品目 (直売所：販売品目)	仕入先	使用量 (直売所：販売量)	仕入金額 (直売所：販売金額)	
	市内産					
	合計			①		②
	市外産					
	合計			③		④

- ※1 当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者であること。
 ※2 2号施設の敷地を除いた生産緑地地区内の土地の面積が300m²以上であり、かつ、2号施設の合計は生産緑地地区の面積に対して10分の2以下であること。
 ※3 農家レストランの場合は、調理するものを対象とする。
 市内で生産されたものを使用(販売)した割合(量) 【① / (①+③)】 ⇒ ⑤
 市内で生産されたものを使用(販売)した割合(金額) 【② / (②+④)】 ⇒ ⑥
 ※⑤又は⑥が0.5以上となること。

第1号様式(3)

生産緑地地区内行為計画書

年 月 日

(あて先)川 崎 市 長

申出者	住所	
	氏名	

生産緑地法第8条第9項の規定に基づく、政令で定める行為を計画したので届けます。

行為の種類 (内 容)				
行為の概要				
行為地の所在 及び地番面積	所在及び地番		面積	m ²
生産緑地箇所番号	区	No.	番	

添付書類 ・位置図 (S=1/2, 500以上) ・配置図 (S=1/250以上)
・平面図 (S=1/250以上) ・立面図 (S=1/250以上)

第1号様式(4)

2号施設実績報告書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

報告者	住所	
	氏名	

生産緑地法第8条2項第2号の規定に掲げる、次の施設の実績について報告します。

内 容					
設置者					
管理者					
期 間		年 月 日 ~		年 月 日	
地域内農産物の 年間使用実績		使用品目 (直売所：販売品目)	仕入先	使用量 (直売所：販売量)	仕入金額 (直売所：販売金額)
	市内産				
	合計			①	②
	市外産				
	合計			③	④

市内で生産されたものを使用した割合(量) 【① / (①+③)】 ⇒ ⑤

市内で生産されたものを使用した割合(金額) 【② / (②+④)】 ⇒ ⑥

※⑤又は⑥が0.5以上となること。

第2号様式

生産緑地地区内行為通知書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

通知者	住所	
	氏名	

生産緑地法第8条第4項の規定に基づき、次により関係図書を添付のうえ通知します。

1 行為の種類	(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2) 宅地の造成、土石の採取その他土地の形質の変更 (3) その他 ()			
2 行為の目的・内容及び理由	(目的) (内容) (理由)			
3 行為地の所在及び地番面積	所在及び地番	(生産緑地番号)	面積	m ²
4 行為地の現況				
5 行為の期間	着手予定年月日	年 月 日	完了予定年月日	年 月 日
6 設計者の氏名及び住所	電話 ()			
7 工事施行者の氏名及び住所	電話 ()			
※ 処理欄				

注1) 1欄の行為の種類については、該当事項に○印を付けて下さい。

2) ※印の欄については、記入しないでください。

3) 通知者、設計者、工事施行者については、法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。

4) 別表1に掲げる図書を添付してください。

第2号様式(2)

公共施設等の設置又は管理に係る行為の
事前協議書

年 月 日

(あて先)川崎市長

協議者	住所	
	氏名	

生産緑地法第8条第4項の規定に基づき、生産緑地地区内において公共施設等の設置又は管理に係る行為を行いたいので、次により関係図書を添付のうえ協議します。

1 行為の種類	(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2) 宅地の造成、土石の採取その他土地の形質の変更 (3) その他 ()			
2 行為の目的・内容及び理由	(目的) (内容) (理由)			
3 行為地の所在及び地番面積	所在及び地番	(生産緑地番号)	面積	m ²
4 行為地の現況				
5 行為の期間	着手予定年月日	年 月 日	完了予定年月日	年 月 日
6 設計者の氏名及び住所	電話 ()			
7 工事施行者の氏名及び住所	電話 ()			
※ 処理欄				

注1) 1欄の行為の種類については、該当事項に○印を付けて下さい。

2) 協議者、設計者、工事施行者については、法人にあたっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。

3) 別表第1に掲げる図書を添付してください。

第2号様式(3)

事前協議回答書

年 月 日

住所

氏名

様

川 崎 市 長

年 月 日付けで協議があった生産緑地地区内における公共施設等の設置又は管理に係る行為については、次により回答いたします。

回 答 内 容	
理 由	
備 考	

(担当)
(連絡先)

第3号様式

生産緑地地区内行為着手届出書

年 月 日

(あて先)川 崎 市 長

届出者	住所	
	氏名	

生産緑地法第8条第5項の規定に基づき、次により関係図書を添付のうえ届け出ます。

1 行為の種類	(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2) 宅地の造成、土石の採取その他土地の形質の変更 (3) その他 ()			
2 行為の目的・内容及び理由	(目的) (内容) (理由)			
3 行為地の所在及び地番面積	所在及び地番	(生産緑地番号)	面積	m ²
4 行為地の現況				
5 行為の期間	着手年月日	年 月 日	完了予定年月日	年 月 日
6 設計者の氏名及び住所	電話 ()			
7 工事施行者の氏名及び住所	電話 ()			
※ 処理欄				

注1) 1欄の行為の種類については、該当事項に○印を付けて下さい。

2) ※印の欄については、記入しないでください。

3) 届出者、設計者、工事施行者については、法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。

4) 別表1に掲げる図書を添付してください。

第4号様式

生産緑地地区内非常応急措置届出書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

届出者	住所	
	氏名	

生産緑地法第8条第6項の規定に基づき、生産緑地地区内において非常災害のため必要な応急措置を行いましたので、次により関係図書を添付のうえ届け出ます。

1 行為の種類	(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2) 宅地の造成、土石の採取その他土地の形質の変更 (3) その他 ()			
2 応急措置の内容				
3 行為地の所在及び地番面積	所在及び地番	(生産緑地番号)	面積	m ²
4 行為の期間	着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
5 災害発生時期	平成 年 月 日	午前	午後	時頃
6 災害の内容				
※ 処理欄				

注1) 1欄の行為の種類については、該当事項に○印を付けて下さい。

2) ※印の欄については、記入しないでください。

3) 届出者が法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。

4) 2及び6欄については、具体的にわかりやすく記入してください。

5) 別表1に掲げる図書を添付してください。

第5号様式

生産緑地地区内行為協議書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

協議者	住所	
	氏名	

生産緑地法第8条第8項の規定に基づき、次により関係図書を添付のうえ協議いたします。

1 行為の種類	(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2) 宅地の造成、土石の採取その他土地の形質の変更 (3) その他 ()			
2 行為の目的・内容及び理由	(目的) (内容) (理由)			
3 行為地の所在及び地番面積	所在及び地番		面積	m ²
4 行為地の現況				
5 行為の期間	着手予定年月日	年 月 日	完了予定年月日	年 月 日
6 設計者の氏名及び住所	電話 ()			
7 工事施行者の氏名及び住所	電話 ()			
※ 処理欄				

注1) 1欄の行為の種類については、該当事項に○印を付けて下さい。

2) ※印の欄については、記入しないでください。

3) 協議者、設計者、工事施行者については、法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。

4) 別表1に掲げる図書を添付してください。

第6号様式(1)

建築物計画書

敷地の地目	田 畑 山林 宅地 原野 その他()			
敷地の形状	自然地 造成地 その他()			
敷地の所有別	自己所有地 借地 公有地			
現況の概要 (現況傾斜の有無、 周辺の地盤との関係 (高低その他))				
道路との関係 (高低差)	m			
壁面から境界 までの距離	道路に接 する部分	m	その他 の部分	m
土地の形質の 変更の有無	無 有 (別に土地形質変更計画書(第6号様式(3))を添えること。)			
敷地面積	m ²			
用途				
工事種別	新築 増築 改築 移転 その他()			
工事種別	地上 地下 仮設			
構造	構造			
高さ・階数	高さ	m	階数	階
建築面積	申請面積	m ²	既存面積	m ²
延床面積	申請面積	m ²	既存面積	m ²
屋根材料				
外壁仕上げ				
仮設物の設置期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
既存建築物の高さ・ 床面積及び構造				
敷地内の木竹の 有無及びその処 理方法(木竹の種 類、樹齢及び本数 を明記してくださ い。)				
その他				

第6号様式(2)

工 作 物 計 画 書 (建築物をのぞく)

敷地の地目	田 畑 山林 宅地 原野 その他()			
敷地の形状	自然地 造成地 その他()			
敷地の所有別	自己所有地 借地 公有地			
現況の概要 (現況傾斜の有無、 周辺の地盤との関 係(高低その他))				
敷地面積	m ²			
用 途				
工事種別	新築 増築 改築 移転 その他()			
工種種別	地上 地下 仮設			
構造・高さ	構造		高さ	m
仮設物の設置期間	年 月 日から 年 月 日まで			
跡地の処理方法				
敷地内の木竹の 有無及びその処 理方法(木竹の種 類、樹齢及び本数 を明記してくださ い。)				
そ の 他				

第6号様式(3)

土地形質変更計画書

敷地の地目	田 畑 山林 宅地 原野 その他()											
敷地の形状	自然地 造成地 その他()											
敷地の所有別	自己所有地 借地 公有地											
現況の概要 (現況傾斜の有無、 周辺の地盤との関係 (高低その他))												
用途												
面積	敷地面積			m ²	行為面積			m ²				
	区画数			戸	公園緑地面積 ————— ×100 敷地面積			%				
行為内容 (切土、盛土の別)	総土工量			m ³	切土量			m ³				
					盛土量			m ³				
生ずるのり面の 最高高さ	切土 のり高			m	盛土 のり高			m	勾配			/
残土処理の方法 及び搬出先												
跡地の処理方法												
敷地内の木竹の 有無及びその処 理方法(木竹の種 類、樹齢及び本数 を明記してくださ い。)												
その他												

第7号様式

生産緑地地区内行為(変更) 許可通知書

川崎市指令 第 号

住所

氏名 様

年 月 日付けで申請のあった生産緑地地区内の行為については、生産緑地法第8条第2項の規定に基づき、次の条件を付して(変更)許可します。

年 月 日

川崎市長 印

1 許可条件				
2 行為の種類	(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2) 宅地の造成、土石の採取その他土地の形質の変更 (3) その他 ()			
3 行為の内容				
4 行為地の所在及び地番面積	所在及び地番	(生産緑地番号)	面積	m ²
5 行為地の現況				
6 行為の期間	着手予定年月日	年 月 日	完了予定年月日	年 月 日
7 設計者の氏名及び住所	電話 ()			
8 工事施行者の氏名及び住所	電話 ()			

第8号様式

行為着手届出書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

届出者 住所

氏名

電話

生産緑地法第8条 { 第2項の規定に基づき許可されました
第4項の規定に基づき通知しました
第7項の規定に基づき届出しました
第8項の規定に基づき協議しました
第9項に規定する } 行為については、

着手しましたので届け出ます。

1 行為着手年月日 年 月 日

2 行為完了予定年月日 年 月 日

3 許可番号 第 号 (第2項の許可の場合のみ記入)

4 生産緑地番号 区 No.

5 行為地の所在及び地番・面積
所在及び地番
面 積 m²

行為完了届出書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

届出者 住所

氏名

電話

生産緑地法第8条 { 第2項の規定に基づき許可されました
第4項の規定に基づき通知しました
第6項の規定に基づき届出しました
第7項の規定に基づき届出しました
第8項の規定に基づき協議しました
第9項に規定する } 行為については、

完了しましたので届け出ます。

1 行為完了年月日 年 月 日

2 許可番号 第 号 (第2項の許可の場合のみ記入)

3 生産緑地番号 区 No.

4 行為地の所在及び地番・面積

所在及び地番

面 積

m²

第10号様式

生産緑地の農業の主たる従事者証明願

年 月 日

(あて先) 川崎市農業委員会会長

申出をする者	住所 氏名
--------	----------

生産緑地法第10条の規定に基づき買取りを申出する次の生産緑地につき、買取り申出事由の死亡又は農業の継続を不可能とさせる故障の生じた下記の者が、生産緑地法第10条第2項の規定に基づく「農業の主たる従事者」であることを証明願います。

1 買取り申出生産緑地

所在及び地番	地目	地積(m ²)

2 買取り申出事由(死亡・故障)の生じた者

氏名	住所	申出をする者との続柄

3 買取り申出事由の生じた日 年 月 日

生産緑地の農業の主たる従事者証明書

川崎市農業委員会
川農委証第 号

上記の者は、農業の主たる従事者であることを証明します。

年 月 日

川崎市農業委員会会長

印

生産緑地買取申出書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

申出をする者	住所	
	氏名	印

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の規定に基づき、次により、生産緑地の買取りを申し出ます。

1 買取り申出の理由

2 生産緑地に関する事項

所在及び地番	地目	地積	当該生産緑地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
		m ²			
		m ²			
		m ²			
		m ²			
		m ²			

3 参考事項

(1) 当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
			m ²				
			m ²				
			m ²				
			m ²				

(2) 買取り希望価額

(3) その他参考となるべき事項

注) 別表3に掲げる関係書類・図書を添付してください。

備考

- 1 「買取り申出の理由」については、生産緑地の指定の告示の日から起算して30年を経過した旨又は当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者(当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき生産緑地法施行規則第3条の規定により算定した割合以上従事している者を含む。)が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障を有するに至った旨を明らかにしてください。
なお、生産緑地に係る農業の主たる従事者(当該生産緑地に係る農業の業務に、当該業務につき同規則第3条の規定により算定した割合以上従事している者を含む。以下同じ。)については、当該生産緑地(農地又は採草放牧地に限る。)の所在地を管轄する農業委員会によるその者が主たる従事者に該当することについての証明書を添付し、農林漁業に従事することを不可能にさせる故障については、医師の診断書その他同規則第5条に掲げる障害又は事由に該当することを証明する書類を添付してください。
- 2 「生産緑地に関する事項」については、買取申出に係る生産緑地が土地区画整理法第98条第1項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。)の規定により仮換地として指定された土地にあっては、「所在及び地番」、「地目」及び「地積」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地の所在及び地番、地目並びに地積と併せて仮換地として指定された土地の所在及び地番、地目並びに地積をカッコ書で記載し、「当該生産緑地に存する所有権以外の権利」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地に存する所有権以外の権利を記載してください。
- 3 「地目」の欄には、田、畑、樹園地等の区分により、その現況を記載してください。
- 4 「地積」の欄には、土地登記簿、固定資産税台帳等に登載されている地積を記載してください。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書で記載してください。
- 5 「内答」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載してください。
- 6 申出をする者、生産緑地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

第11号様式(2)

権利を消滅させる旨の書面

(あて先) 川 崎 市 長

権 利 者	住 所	
	氏 名	印

次の生産緑地は私の権利の目的となっておりますが、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の規定に基づき所有者が買取り申出をするにあたり、同法第12条第1項又は第2項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として、当該権利が消滅することに同意します。

なお、登記抹消手続きについては、貴職の指示に従い直ちに行います。

1 所有権以外の権利の目的となっている生産緑地の明細				
土地の所在	登記簿 地 目	登 記 簿 地積(m ²)	所 有 権 権利者住所・氏名	所 有 権 以 外 の 権 利 種類、内容、権利者住所・氏名
2 備 考				
※ 処理欄				受 付 印

添付書類 土地登記簿謄本 通 印鑑証明書 通

生産緑地法第10条(抄)

生産緑地（中略）の所有者は（中略）市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもって、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合において、当該生産緑地が他人の権利の目的となっているときは、第12条第1項又は第2項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として当該権利を消滅させる旨の当該権利を有する者の書面を添付しなければならない。

第12号様式

買取り申出等の事実の通知書

年 月 日

税 務 署 長 様

川 崎 市 長

租税特別措置法第70条の4第36項（同法第70条の6第41項において準用する場合を含む。）及び租税特別措置法施行規則第23条の7第43項（同法施行規則第23条の8第33項において準用する場合を含む。）の規定により、買取り申出等の事実に関し、次の事項を通知します。

受贈者（相続人）の住所又は居所			
氏 名			
買取りの申出等に関し行った行為の内容			
事実の生じた年 月 日			
事実が生じた農地等の明細	所在地番	地 目	面積 (㎡)
事実の詳細			

(担当)
(連絡先)

年 月 日

様

川 崎 市 長

生産緑地の買取りについて（照会）

生産緑地法第10条の規定に基づき買取り申出が次のとおりありましたので、貴職所管において必要の有無を御検討のうえ、年 月 日までに別紙様式により御回答くださいますようお願いいたします。

1 買取り申出者

2 生産緑地に関する事項

所 在 及 び 地 番	地 目	地 積 (㎡)	買取申出者

(担当)
(連絡先)

第16号様式（施行規則第4条関係）

裁 決 申 請 書

裁決申請書 住所

氏名

相 手 方 住所

氏名

生産緑地法第12条第3項の規定による協議が成立しないので、次により、裁決を申請します。

1 当該生産緑地に関する事項

所 在 及 び 地 番	地 目	地 積 (㎡)	買取申出者

2 当該生産緑地の価額の見積り及びその内訳

3 協議の経過

年 月 日

裁決申請者 住所

氏名

年 月 日

様

川 崎 市 長

生産緑地の買い取らないことについて（通知）

生産緑地法第10条により買取り申出をされた次の生産緑地については、同法第12条第1項の規定に基づき、買い取らないことといたしましたので通知します。

生産緑地に関する事項

所 在 及 び 地 番	地 目	地 積 (㎡)	買 取 申 出 者

(担当)
(連絡先)

年 月 日

様

川 崎 市 長

生産緑地地区内における行為の制限解除について（通知）

年 月 日付けで買取り申出がありました次の生産緑地については、生産緑地法第14条に基づき、同法第7条から第9条までの行為の制限が 年 月 日付けで解除されましたので通知します。

生産緑地に関する事項

所 在 及 び 地 番	地 目	地 積 (m ²)	買取申出者

(担当)
(連絡先)

第18号様式(2)

年 月 日

川崎市農業委員会会長

様

川 崎 市 長

生産緑地地区内における行為の制限解除について(通知)

年 月 日付けで買取り申出がありました次の生産緑地については、生産緑地法第14条に基づき、同法第7条から第9条までの行為の制限が 年 月 日付けで解除されましたので通知します。

生産緑地に関する事項

所在及び地番	地目	地積(m ²)	買取申出者

(担当)
(連絡先)

生産緑地買取希望申出書

年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

申出をする者	住所	
	氏名	

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第15条第1項の規定に基づき、次により、申し出ます。

1 生産緑地に関する事項

所在及び地番	地目	地積	当該生産緑地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
		m ²			
		m ²			
		m ²			
		m ²			
		m ²			

2 買取り希望価額

3 買取り希望の申出の理由

4 参考事項

（1）当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
			m ²				
			m ²				
			m ²				
			m ²				

（2）その他参考となるべき事項

注）別表4に掲げる関係書類・図書を添付してください。

備考

- 1 「生産緑地に関する事項」については、買取希望の申出に係る生産緑地が土地区画整理法第98条第1項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。)の規定により仮換地として指定された土地にあつては、「所在及び地番」、「地目」及び「地積」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地の所在及び地番、地目並びに地積と併せて仮換地として指定された土地の所在及び地番、地目並びに地積をカッコ書で記載し、「当該生産緑地に存する所有権以外の権利」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地に存する所有権以外の権利を記載してください。
- 2 「地目」の欄には、田、畑、樹園地等の区分により、その現況を記載してください。
- 3 「地積」の欄には、土地登記簿、固定資産税台帳等に登載されている地積を記載してください。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書で記載してください。
- 4 「内答」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載してください。
- 5 「買取希望の申出の理由」については、疾病等により農林漁業に従事することが困難である等の特別の事情を明らかにしてください。
- 6 申出をする者、生産緑地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

年 月 日

様

川 崎 市 長

生産緑地の買取りについて（照会）

生産緑地法第15条第1項の規定に基づき買取り希望の申出が次のとおりありましたので、貴職所管において必要の有無を御検討のうえ、年 月 日までに別紙様式により御回答くださいますようお願いいたします。

1 買取り申出者

2 生産緑地に関する事項

所 在 及 び 地 番	地 目	地 積 (㎡)	買取申出者

(担当)
(連絡先)

年 月 日

様

川 崎 市 長

生産緑地の買い取らないことについて（通知）

生産緑地法第15条第1項に基づき買取り希望の申出をされた次の生産緑地については、買い取らないことといたしましたので通知します。

なお、行為の制限解除は行われません。

生産緑地に関する事項

所 在 及 び 地 番	地 目	地 積 (㎡)	買 取 申 出 者

(担当)
(連絡先)

年 月 日

様

川 崎 市 長

生産緑地の買取り不調について（通知）

生産緑地法第15条第1項に基づき、年 月 日付けで買取り希望の申出がありました次の生産緑地については、他の農林漁業従事希望者へのあっせんが不調に終わりましたので通知します。

なお、行為の制限解除はおこなわれません。

生産緑地に関する事項

所 在 及 び 地 番	地 目	地 積 (㎡)	買取申出者

(担当)
(連絡先)

原状回復命令書

年 月 日

様

川 崎 市 長

印

次の生産緑地に係る行為については、

- ・生産緑地法第8条第1項の規定
- ・生産緑地法第8条第3項の規定により許可に付された条件

に違反しておりますので、生産緑地法第9条第1項の規定に基づき、次の定める期限までに、原状回復するよう命令します。

1 土地の所在地及び地番

2 地積

3 許可番号

4 原状回復の期限 年 月 日

5 その他必要な措置

原状回復完了届出書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

届出者 住所

氏名

電話

生産緑地法第9条第1項の規定に基づく命令につきましては、原状回復いたしましたので届け出ます。

1 土地の所在地及び地番

2 地積

3 許可番号

4 措置の内容

5 原 状回復完了年月日 年 月 日

第28号様式

表

川崎市証明 第 号		
身 分 証 明 書		
次の者は、生産緑地法第9条第2項の規定による原状回復等及び第17条第2項の規定による立入検査の権限を有するものであることを証明する。		
所属課 (かい)		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	
有 効 期 間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
		年 月 日発行
	川崎市長	印

9 cm

6 cm

裏

生産緑地法抜粋

(原状回復命令等)

第9条

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、市町村長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(報告及び立入り検査等)

第17条

2 市町村長は、第8条第1項若しくは第3項又は第9条第1項の規定による処分をするため必要があるときは、その必要な限度において、その職員に、生産緑地若しくは生産緑地地区内の建物に立ち入り、その状況を調査させ、又は第8条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為が当該生産緑地の保全に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。